



松本市子どもの権利に関する条例 概要版

担当：松本市こども部こども育成課

〒390-8620 松本市丸の内3-7

電話：0263-34-3291

松本市では、平成25年4月に「松本市子どもの権利に関する条例」を施行し、子どもの権利を実現していくため、子どもに関わるすべての大人が連携、協働して「すべての子どもにやさしいまちづくり」を推進することを明らかにしました。

また、条例に基づき、平成27年3月に「松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画」、令和2年3月に「第2次松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画」を策定し、子どもの権利保障を総合的、継続的に推進しています。

子どもの権利に関する条例の概要は、次のとおりです。

■松本市子どもの権利に関する条例とは？

子どもの権利に関する条例は、日本国憲法や1989年に国連で採択された子どもの権利条約が保障する子どもの権利を、より具体的に分かりやすく定めるとともに、それを保障するための大人の役割や松本市の取組みについて定めています。

松本市では、松本市総合計画に示されるまちづくりの基本目標「一人ひとりが輝き大切にされるまち」を具体化し、子ども自身や子どもたちを支える大人たちを支援するための仕組みづくりを定め、「子どもにやさしいまち」をめざすものです。

■子どもの権利とは何でしょうか？

子どもの権利とは、「安心して生きる権利」、「豊かに育つ権利」、「自分らしく生きる権利」、「社会に参加する権利」など、子どもが一人の人間として尊重され、成長、自立していくために欠かすことのできないものです。これらの権利は、誰もが生まれながらにして持っており、日本国憲法や子どもの権利条約で保障されています。

■条例制定の目的

松本市では、子どもの権利を保障し、子どもにやさしい社会環境を整えていくことが重要であると考えます。そのためには、市や大人の役割を明らかにするとともに、子どもにかかわる大人が連携し、協働して、すべての子どもにやさしいまちづくりを進めるために条例を制定しました。

子どもにとって最も良いことは何かを第一に考え、子どもの権利の視点に立った子ども施策を推進します。

条例を制定することによって、次の点を積極的に推進します

子どもの権利の普及と 学習への支援

「子どもの権利」を子どもや大人へ普及、啓発に一層取り組みます。子どもや大人が「子どもの権利」について学び、理解できるよう支援します。

子どもにやさしいまちづくり

子どもにやさしいまちづくり推進計画に基づき、子どもに関する市の施策や事業、地域における様々な取組みについて、子どもの意見表明、参加を支援し、子どもの居場所づくりを促進します。

子どもの生活の場での権利保障と 子ども支援者の支援

家庭・学校などの施設・地域等子どもの生活の場での権利を保障し、子どもにかかわる人への支援に一層取り組みます。

相談、救済制度の充実

子どもの権利侵害に対し、速やかな救済を図り、回復を支援するため、子どもの権利擁護委員を置き、松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」を設置して、相談に応じて、助言や支援を行います。

子どもの権利相談室 こころの鈴

◆電話

0120-200-195
(フリーダイヤル電話代無料)

◆メール

kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp

◆開設日時

月～木、土曜日 午後1時～6時
金曜日 午後1時～8時

◆場所

大手3-8-13
松本市役所大手事務所2F

◆FAX

34-3183

会って話したい時は
相談室に来てください



裏面もご覧ください

『子どもにやさしいまち』とは？

松本には、四季折々の豊かで美しい自然と子どもの育ちを支える地域のつながりがあり、ふるさと松本を愛する人たちがいます。このような松本で、子どもの権利を保障し、次のような「すべての子どもにやさしいまち」を目指します。

- 1 どの子どもいのちと健康が守られ、本来もっている生きる力を高めながら、社会の一員として成長できるまち
- 2 どの子ども愛され、大切に生まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができるまち
- 3 どの子ども松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち
- 4 どの子ども地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち
- 5 どの子ども自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち
- 6 どの子どもいろいろなことに挑戦し、たとえ失敗しても再挑戦できるまち 【子どもの権利に関する条例前文から】

市や大人の役割は？

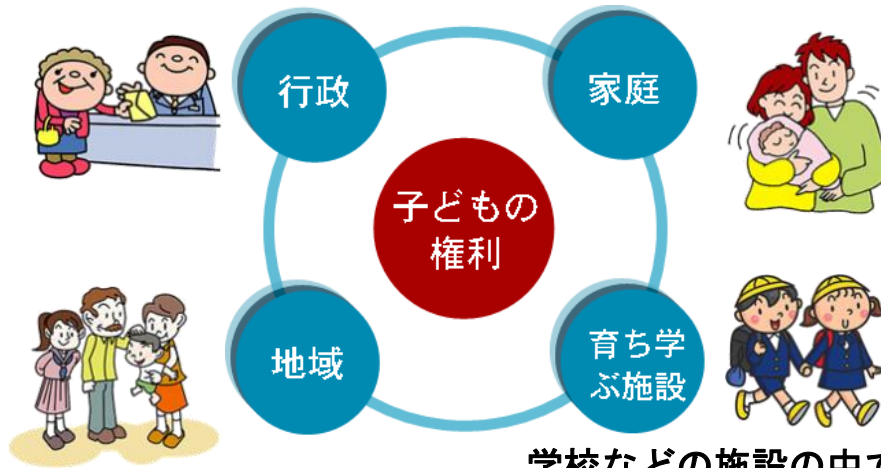
行政の中では…

★市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその権利の保障に努めます。（第3条）

家庭の中では…

★保護者は家庭が子どもの成長にとって大切な場所であることを理解し、子どもの成長に合った子育てをします。（第3条）

子どもの権利に関する条例では、市、家庭、学校などの施設、地域での大人の役割が定められています。ここでは役割などについて説明します。



地域の中では…

- ★市民は、地域の中で子どもの健やかな成長を支えます。（第3条）
- ★市民は、地域において子どもを見守り、子どもが安全に安心して過ごせるような地域づくりを目指します。（第10条）
- ★市民は、地域の活動で子どもが考えや意見を表し、主体的に参加できるように支えます。（第11条）

学校などの施設の中では…

- ★施設の関係者は、施設の中で子どもが主体的に考え、学び、活動できるように支えます。（第3条）
- ★施設の関係者は、他のおとなと協力しながら子どもが健やかな成長ができるよう支えます。（第9条）
- ★施設の関係者は、育ち学ぶ施設の取組みについて、子どもが分かりやすいように情報を提供します。（第12条）



～ 子どもたちに笑顔を 子どもたちから笑顔を そして子どもたちと笑顔に ～

「まつもと子どもスマイル運動」は、松本市子どもの権利に関する条例にもとづいて、家庭・学校・地域等で、大人から子どもにあいさつの声かけなど、積極的に関わりを持って行動することで、子どもも大人も、笑顔で暮らせるまちをめざす活動です。